

県政におけるパートナーリング

(正会員入会手続き中) 三重県知事 北川正恭 KITAGAWA Masayasu

1 はじめに

三重県では、「生活者起点」をキーコンセプトとして、住民にアカウントビリティを果たすことのできる公共サービスを追求している。従来の行政は、税金を使う側、すなわち供給側の論理に立って公共サービスを提供してきた。しかし、このようなサプライ・サイドの論理では、急激なスピードで変化を続ける社会・経済に対応できない。

そこで、私は、納税者・消費者等一人ひとりの住民を、真に豊かな生活を求めて努力する「生活者」ととらえ、顧客である生活者の満足度を高めるとともに、株主とも言える生活者の主体的な取組みを促すという視点で行政改革に取り組んできた。そのキーワードは「分権・自立」、「公開・参画」、「簡素・効率」の3つであるⁱ。行政がこうした改革を進めることを通じて、自立した地球市民の創造に寄与したいと考えている。

1997年11月に策定された本県の総合計画「三重のくにつくり宣言」の中でも、第1章「生活者起点の行政の推進」において、「住民の自主性を尊重する行政」の項で「住民と行政のパートナーシップの構築」を設け、次のように宣言している。

住民や団体、企業と市町村、県が、それぞれの役割をにないながら、「県民運動」として全県的に、あるいは、広域的に取り組んでいけるよう、行政も参加者の一員として、積極的に行動していきます。ⁱⁱ

パートナーシップとは、共同・協力の意味であるが、三重県では「対等な関係のもとでの協力」という意味で用いているⁱⁱⁱ。公共サービスに関わるそれぞれの主体が、対等な関係のもとで、それぞれの役割を担いながら「生活者起点」の行政を展開している。

2 みえパートナーシップ宣言

1998年11月、「これからの市民社会のあり方」をテーマに、住民参加で公開討論を重ねてきた「みえNPO研究会」が、「みえパートナーシップ宣言」を発表した。「みえNPO研究会」は、7か月間に計8回の研究会を公開で開催し、のべ1,500人もの住民の参加を得て、徹底した討論と情報公開のもとで宣言をまとめた。

この研究会では、「誰が公共サービスを担うか」、「公益とは何か」について議論がなされた。今までは、

公共サービスは行政が提供するもの、公益は行政が判断するものとされてきた。しかし、これからの時代は行政の価値観で公共サービスや公益を考えていては、住民の多様なニーズを満たす地域社会は創れないと考えられる。「みえパートナーシップ宣言」の作成プロセスは、住民と行政のパートナーシップによるコラボレーション(協働)の第一歩であり、この宣言は三重県がこれから様々な協働事業を住民と進めていくうえでの指針になると考えられる^{iv}。

このように、三重県では、行政が「参加者の一員として、積極的に行動して」いくために、「コラボレーション(協働)」をキーワードとして、公共サービスに関わる主体が、お互い必要なときに情報・知恵・ノウハウ・労力を出し合い議論を重ねて、得意分野で「協働」することを重視してきた。

3 パートナリング

他方、産業界において、「パートナーリング」が注目を浴びている。パートナーリングとは、「複数の企業が自主性を確立しつつ原則的に対等なパートナーの関係(パートナーシップ:連携関係)を結んで事業を展開すること」と理解されている^v。その具体的な形態は、製販統合や供給連鎖等の垂直的關係から、新技術・新製品の共同開発、生産統合、共同物流等の水平的事業提携・統合まで様々である。

パートナーリングは、事業の連携・提携・統合・合併等、一緒に行うことなら何もかも含む広義の戦略コンセプトであり、当事者の関係が原則的には対等であるという点に特徴がある。

このパートナーリングの定義は、「統合オペレーション」特別研究プロジェクトにおける様々な議論を経た現在、「各々優れた業務遂行能力を有する複数の主体が、原則として相互に自立的かつ対等な連携関係(パートナーシップ)を構築し、より高度な目標(パフォーマンス)の達成を目指して協力しつつ切磋琢磨する(緊張感あるコラボレーションを行う)こと」とされている^{vi}。

4 県政におけるパートナーリング

コラボレーション(協働)をキーワードにして、三重県が目指す「生活者起点」の行政を実現させるためには、公共サービスに関わる様々な主体とのパートナーシップの構築が欠かせない。この点に関して、三

重県政にパートナーリングの考え方を適用すると、行政と住民の協働事業のみならず、様々な主体との協働の実現が可能になる。主なものとして、次の三つの課題が挙げられる。これらの課題については、行政として実践活動に努めていくが、「統合オペレーション」特別研究プロジェクトの第5グループにおいて学術的な研究をお願いしているところである。

(1) 当局と職員組合とのパートナーリング

自治体における労使関係のスタイルは、対立・癒着の二語で描写されることが多い。しかし、右肩上がりの経済成長が終わりを告げた今日、既得権の固持や前例踏襲といった従来の関係から転じて、真にオープンな議論のできる関係が重要視されるようになってきている。自治体の労使双方が緊張関係を保ちながらもお互いの立場を尊重し、建設的かつ実現可能な提案を行うケースも現れ始めた。このような自治体における労使協働のケースを、労使双方の視点から研究し、日本の自治体の労使関係における新しいスタンダードを確立する。

(2) 行政と住民とのパートナーリング

魅力ある持続したまちづくりを進めるためには、住民と行政とのパートナーシップの確立が鍵となる。自治体行政の核心をなすこの課題を解決するには、わかりやすく透明性の高い行政運営が不可欠であり、住民に対して情報を公開する必要がある。他方、住民は行政サービスの受益者であるが、単に顧客としてではなく地域の主体として、行政サービスの目的妥当性・効率性を追求する過程で、行政側と認識を共有する必要がある。行政と住民が住民自治の基本理念のもとに対等なパートナーシップを確立して、魅力あるまちづくりを目指す協働のあり方についてのモデル化を試みるとともに、その有効性について研究する。

(3) 都道府県と市町村とのパートナーリング

地方分権一括法の成立により幕を開けた地方分権時代では、地域のあり方を住民そして自治体職員自身が創造的に考えることが必要になる。地域で政策づくりを行いこれを実施するには、条例の制定をはじめとする体系的な立法の作業が欠かせない。

自治体が地域の特性を生かした立法政策を行うことで、自治体自身の政策立案能力の向上が図られる。その結果、都道府県と市町村の関係にも、従来の従属的な関係からそれぞれが自立した水平的協働関係へと変化が起きつつある。さらに、都道府県でも組織内部で分権が進んだ結果、都道府県の支部組織がその管内の市町村と連携の強化を図っている。

このように自立性を高めた都道府県と市町村が協力する結果、住民のさまざまなニーズに柔軟に対応した行政サービスを連携して提供することが可能となる。このように自治体が地域に応じた政策を創造しながら自治に

取り組むプロセスを明確にして、地方分権時代に対応する地方自治のあり方を探る。

5 労使協働委員会

「当局と職員組合のパートナーリング」の実践として、三重県は三重県職員労働組合と協働して、「労使協働委員会」を設置し、2000年5月30日に第1回の委員会を共催した。

この「労使協働委員会」は、生活者に起点を置いたより良い県政の実現を目指し、労使双方が県民に説明責任を果たせる労使関係のもと、オープンで建設的な議論を行い、様々な問題に協働して取り組む場として設置されたものである。

当日は、当局側と職員組合側から6名ずつの計12名が出席した。この第1回委員会では、(1)地域機関・各職場における労使協働の推進、(2)年間総労働時間の縮減、(3)メンタル・ヘルスに対する取り組み、(4)管理職評価制度への職員意見の反映の4点について、双方が意見交換を行った。委員会は公開で開催され、マスコミ各社が立ち会う中、進行された。意見交換の後、当局・職員組合から共同アピールを行った。

6 おわりに

前述のとおり、パートナーリングは、「より高度な目標の達成を目指して協力しつつ切磋琢磨する」関係である。共同アピールを発表した後、三重県職員労働組合は「労使協働」について独自の取り組みを行い、「県庁・県職労改革運動(Evolution Project)」を立ち上げた。職員組合の取り組みに後れを取らぬよう、我々当局側も研究グループを結成し、真のパートナーシップを構築すべく取り組んでいるところである。今後、職員組合に限らず、住民や市町村ともパートナーリングの経験を積み重ねて、公共サービスに関わるすべての主体と切磋琢磨し合いながら、「生活者起点」の行政をさらに推進していきたいと考えている。

ⁱ 三重県、「平成10年度 行政システム改革」, 三重県, 1998.

ⁱⁱ 三重県、「新しい総合計画 三重のくにづくり宣言」, 三重県, 1997.

ⁱⁱⁱ 同上.

^{iv} 北川正恭、「開かれた市民社会を自分たちの手で」, “あすの三重” 第114号 特集 協働を考える, (財)三重社会経済研究センター, 1999.

^v 梅沢 豊, “特集にあたって”, “オペレーションズ・リサーチ” vol.44 no.10 特集 パートナリング, (社)日本オペレーションズ・リサーチ学会, 1999.

^{vi} 梅沢 豊, “なぜ今パートナーリングか”, “統合オペレーション” 研究プロジェクト 第5グループ 第2回研究会資料, 2000.